



平成23年 東日本大震災

# 被災者支援の お知らせ

このたびの、東日本大震災により被災されました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

このお知らせは、被災された方々が一日も早く安全・安心な生活を再建できることを願い、そのための支援制度等をまとめたものです。

受付は、各担当課で行ないますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

**がんばろう 日本!**

**がんばろう 名取!**

宮城県 名取市  
平成23年 5月

# もくじ

◆支援制度連絡先一覧（市役所） P.3

◆り災証明書・り災届出証明書について P.4

## ◆被災者支援策について

### 1. 経済・生活面の支援

#### (1)被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金

- ①被災者生活再建支援金 P.5
- ②災害見舞金 P.7
- ③災害障害見舞金 P.7
- ④災害弔慰金 P.8
- ⑤日本財団による東日本大震災における弔慰金・見舞金 P.9

#### (2)当面の生活費資金や生活再建の資金

- ①災害援護資金貸付 P.10
- ②母子・寡婦福祉資金貸付 P.12

#### (3)子どもの養育支援

- ①市立幼稚園保育料および手数料の減免 P.12
- ②就学援助費の助成 P.13
- ③児童扶養手当の所得制限の特例 P.14
- ④保育所保育料の減免 P.14

#### (4)税金や保険料等の減免・猶予

- ①固定資産税・都市計画税の減免 P.14
- ②個人 市県民税・国民健康保険税の減免 P.15
- ③軽自動車税の課税止措置 P.15
- ④市税の納期の延長 P.15
- ⑤公的年金からの市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収の中止 P.16
- ⑥土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧 P.16
- ⑦国民健康保険税の納期延長・暫定賦課の中止 P.16
- ⑧納税の相談 P.17
- ⑨介護保険料の減免・徴収猶予 P.17
- ⑩国民年金保険料の免除 P.17
- ⑪国民年金保険料の減免 P.18
- ⑫平成22年度後期高齢者医療保険料第9期分(普通徴収)の納期限の延長 P.18
- ⑬平成23年度後期高齢者医療保険料の減免 P.19
- ⑭平成23年度後期高齢者医療保険料の徴収猶予 P.19

#### (5)水道料金・下水道使用料等の減免

- ①水道料金等の減免 P.20

#### (6)医療費や介護サービス等の減免等

- ①介護保険サービス利用料の減免 P.21
- ②障害福祉サービス等利用者負担金の支払猶予 P.21
- ③各種健診個人負担金の免除 P.22
- ④被保険者証がなくても医療機関を受診することができます P.22
- ⑤医療費自己負担額の支払いが猶予されます P.22
- ⑥乳幼児医療助成制度の所得制限の特例 P.23
- ⑦母子・父子家庭医療費助成制度の所得制限の特例 P.23
- ⑧心身障害者医療費助成制度の所得制限の特例 P.24

### 2. 住まいの確保・再建のための支援

#### (1)融資制度

- ①住宅の建替え・購入・補修に関する融資 P.25

#### (2)現物支給

- ①住宅の応急修理制度 P.25

### 3. 農林漁業者、中小企業等への支援

#### (1)農林漁業者向け融資制度

- ①水産業制度資金 P.26
- ②農業近代化資金 P.26
- ③農林漁業セーフティネット資金 P.27
- ④農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) P.27
- ⑤農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) P.28

#### (2)中小企業向け融資制度

- ①災害に対する資金繰り支援 P.29
- ②中小企業向け融資制度 P.30

#### (3)勤労者向け融資制度

- ①勤労者に対する融資制度 P.30

### 4. その他の支援

- ①なとりさいがいFM  
「なとらじ はちまる・いち」 P.31
- ②平成23年東日本大震災による市内の被害状況 P.31

## 支援制度連絡先一覧 (名取市役所)

☎022-384-2111

| 部署名          | 係名        | 内線番号・電話番号       |
|--------------|-----------|-----------------|
| 総務部 政策企画課    |           | 332・333・334     |
| 総務部 税務課      | ●市民税係     | 166・167・168     |
|              | ●固定資産税係   | 162・163・169・176 |
|              | ●納税推進係    | 164・165         |
| 健康福祉部 社会福祉課  | ●生活支援給付部  | ☎022-383-6232   |
|              | ●庶務係      | 142             |
|              | ●福祉係      | 143・149         |
|              | ●こども福祉係   | 145             |
| 健康福祉部 介護長寿課  |           | 152・156・134     |
| 健康福祉部 保険年金課  | ●国民健康保険係  | 123・124・125・126 |
|              | ●医療年金係    | 121・122・132     |
|              | ●後期高齢者医療係 | 121・122・132     |
| 健康福祉部 保健センター |           | ☎022-382-2456   |
| 生活経済部 農政課    |           | 414             |
| 生活経済部 商工水産課  |           | 403・404         |
| 教育部 学校教育課    |           | 624             |
| 水道事業所        | ●料金係      | 242・243         |
| 農業委員会 事務局    |           | 420・421・422     |

## ◎このお知らせは、各支援制度を取りまとめたものです

り災証明書の被害判定区分により支援内容が異なる場合があります。又、り災証明の有無に関係なく支援対象となる場合もありますので、それぞれ各制度の内容をご確認願います。

## り災証明書・り災届出証明書について **問** 総務部 政策企画課 内線332・333・334

### 1.り災証明書：

り災証明書は、市が被害のある方の申請により実際に居住に用いられている建物及び人が居住していない建物や事業所などの被害状況の調査を行ない、確認した事実に基づき発行する証明書で、税の減免申請や各種支援等の申請などに必要となる場合があります。

### 2.り災届出証明書：

住家以外の家屋，カーポート，家財，自動車等は，保険金請求などに必要となる場合があります。

### 3.被害状況調査：

被害状況調査は、市が「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」（内閣府）に基づいて、建物所有者等からの依頼を受け、建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被害度区分判定を行なうものです。

#### ①全 壊：

建て直しをしなければならないような状態をいいます。

【被害の認定基準】住家がその居住のための

基本的機能を喪失したもの、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修によりもと通りに再使用することが困難なもの。

#### ②大規模半壊：

ほぼ全壊に近い状態で、全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。

【被害の認定基準】居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。

#### ③半 壊：

住家の損害は甚だしいが、補修をすれば元通りに使用できるものをいいます。

【被害の認定基準】住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損傷は甚だしいが、補修をすれば元通りに再使用できる程度のもの。

#### ④一部破損：

全壊、大規模損壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいいます。

## 農地「り災証明書」の発行について **問** 農業委員会事務局 内線 420・421・422

### 1.り災証明書：

平成22年3月11日の東日本大震災の津波により、がれき推積、海水流入、表土流失、汚泥堆積等の被害を受けた農地に対し、申請によりり災証明書を発行します。

### 2.手続き方法：

農業委員会事務局で申請を受け付け、発行します。

### 3.必要なもの：

印鑑（無ければ拇印）

### 4.注意事項：

- ① 土地の所有者に対する固定資産税の減免等に使用するための手続きです。
- ② 直接津波で被害を受けた農地が対象です。

# 被災者支援策について

## 1 経済・生活面の支援

### (1)被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金

#### ①被災者生活再建支援金

健康福祉部 社会福祉課（生活支援給付部）  
☎022-383-6232

#### □支援の内容：

被災者生活再建支援法に基づき、平成23年東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されます。

#### □対象となる被災世帯：

名取市内に居住の世帯で、震災により、

1. 住宅が全壊した世帯
2. 住宅が大規模半壊した世帯
3. 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
4. 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

※支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

#### □申請期限：

- 基礎支援金  
平成 24 年 4 月 10 日まで  
(被災のあった日から 13 ヶ月の間)
- 加算支援金  
平成 26 年 4 月 10 日まで  
(被災のあった日から 37 ヶ月の間)

#### □支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金  
(基礎支援金)
- B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金  
(加算支援金) (単位:万円)

| 区分          |             | A 基礎支援金<br>(住宅の被害程度) | B 加算支援金<br>(住宅の再建方法) | 計A+B  |
|-------------|-------------|----------------------|----------------------|-------|
| (世帯の構成員が複数) | 全壊世帯        | 100                  | 建設・購入 200            | 300   |
|             |             |                      | 補修 100               | 200   |
|             |             |                      | 賃借 50                | 150   |
| (世帯の構成員が複数) | 半壊世帯<br>大規模 | 50                   | 建設・購入 200            | 250   |
|             |             |                      | 補修 100               | 150   |
|             |             |                      | 賃借 50                | 100   |
| (世帯の構成員が単数) | 全壊世帯        | 75                   | 建設・購入 150            | 225   |
|             |             |                      | 補修 75                | 150   |
|             |             |                      | 賃借 37.5              | 112.5 |
| (世帯の構成員が単数) | 半壊世帯<br>大規模 | 37.5                 | 建設・購入 150            | 187.5 |
|             |             |                      | 補修 75                | 112.5 |
|             |             |                      | 賃借 37.5              | 75    |

※住宅が「半壊」又は「大規模半壊」の、り災証明書を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておく危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

※賃借については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

**提出書類****A 基礎支援金****すべての世帯**

1. 被災者生活再建支援金支給申請書
2. リ災証明書（市役所政策企画課で発行  
※火災の場合は消防署で発行）
3. 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（世帯員全員のもの）
4. 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、種目、口座番号、世帯主名義「フリガナ名」が印字された部分）

**住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯  
（上記1から4に加えて）**

5. 滅失登記簿謄本（閉鎖登記事項証明書）  
敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（上記1から4に加えて）

**敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（上記1から5に加えて）**

6. 敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書等の写しなど）

**B 加算支援金****すべての世帯**

7. 住宅の建設・購入・補修・又は賃借が確認できる契約書等の写し

**注意事項**

- 自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります（住宅の所有者が実際に居住していない場合は対象となりません）。
- 基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。

- 加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります（2回目に「補修」で申請する場合も同様）。
- 申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

**支援金の支給**

申請書は、名取市での受付後、宮城県を經由して、本制度の実施機関である「財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）」に郵送され、同法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。  
※単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含みます）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続の対象とはなりません）。

**お問い合わせ先****相談・申請窓口**

（4月中は土曜・日曜・祝日も開設致します）  
〒981-1290 名取市増田字柳田570-2  
仙台法務局 名取出張所 2階  
電話相談窓口 ☎022-383-6232

**受付時間**

- 窓口 9時00分から16時00分
- 電話 9時00分から17時00分

**郵送の場合の送付先**

〒981-1290 名取市増田字柳田570-2  
名取市健康福祉部 社会福祉課（生活支援部給付部）

## ②災害見舞金

健康福祉部 社会福祉課  
内線 142

### ◆支援の内容：

平成23年東日本大震災により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に被害を受けた世帯（被災世帯）に対し見舞金を支給し、生活の再建を支援するものです。

### ◆対象となる方：

名取市内に居住（住民登録）の世帯主で、震災により、

1. 居住する住宅が全壊・全焼した世帯
2. 居住する住宅が大規模半壊した世帯
3. 居住する住宅が半壊・半焼した世帯

※世帯主の方が亡くなられた場合は、その世帯を構成していた方がいる場合、支給されます。

### ◆災害見舞金の額：

- 全壊・全焼、大規模半壊した世帯 10万円
- 半壊・半焼した世帯 5万円

### ◆提出書類：

1. リ災証明書
2. 印鑑

### ◆注意事項：

自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。

### お問い合わせ先

〒981-1292 名取市増田字柳田80  
名取市役所1階 相談室2

### 受付時間

9時00分から17時00分

## ③災害障害見舞金

健康福祉部 社会福祉課（生活支援給付部）  
☎022-383-6232

### ◆支援の内容：

平成23年東日本大震災により負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害障害見舞金を支給します。

- 被災時の主たる生計維持者が重度の障害を受けた場合： 250万円
- その他の方が重度の障害を受けた場合： 125万円

### ◆対象となる方：

災害により下記の障害を受けた方です。

1. 両眼が失明したもの
2. 咀嚼機能及び言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

### ◆提出書類：

- 診断書（指定様式）  
※指定医による記入が必要です。
- 災害障害見舞金に係る受領申出書（様式1）
- 口座振込依頼書（様式2）
- 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）

**注意事項：**

- 「当該障害に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣がさだめるもの」が支給される場合、災害障害見舞金は支給されません。（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）
- 後日、電話等で状況を確認させていただく場合があります。
- お申込みから支給までは2ヶ月程度かかります。振込予定日は通知いたします。

**お問い合わせ先**

**相談・申請窓口**

（4月中は土・日・祝日も開設いたします）  
 〒 981-1290 名取市増田字柳田 570-2  
 仙台法務局 名取出張所 2階  
 電話相談窓口 ☎ 022-383-6232

**受付時間**

- 窓口 9時00分から16時00分
- 電話 9時00分から17時00分

**郵送の場合の送付先**

〒 981-1290 名取市増田字柳田 570-2  
 名取市健康福祉部 社会福祉課（生活支援部給付部）

**④ 災害弔慰金**

健康福祉部 社会福祉課（生活支援給付部）  
 ☎022-383-6232

**支援の内容：**

平成23年東日本大震災により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

- 受給する方の主たる生計維持者が死亡した場合：500万円
- その他の方が死亡した場合：250万円

**提出書類：**

- 災害弔慰金に係る受領申出書（様式1）
- 口座振込依頼書（様式2）
- 受領される方の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証、年金証書等）
- 死亡診断書（検案書）等の写し
- 振込口座の通帳の写し（金融機関名、取引店名、口座番号が印字された部分）

**対象となる方：**

| 支給順位 | 対象者                      |     |
|------|--------------------------|-----|
| 1    | 死亡された方によって主として生計を維持されていた | 配偶者 |
| 2    |                          | 子   |
| 3    |                          | 父母  |
| 4    |                          | 孫   |
| 5    |                          | 祖父母 |
| 6    | 上記以外                     | 配偶者 |
| 7    |                          | 子   |
| 8    |                          | 父母  |
| 9    |                          | 孫   |
| 10   |                          | 祖父母 |

**注意事項：**

- 「当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣がさだめるもの」が支給される場合、災害弔慰金は支給されません。（警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等）
- 後日、電話等で状況を確認させていただく場合があります。
- お申込みから支給までは早くても2ヶ月程度かかります。振込予定日は通知いたします。

※「主として生計を維持されていた」場合とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法上という控除対象配偶者及び扶養親族となる方をいいます。



**お問い合わせ先****相談・申請窓口**

〒981-1290 名取市増田字柳田570-2

仙台法務局 名取出張所 2階

電話相談窓口 ☎022-383-6232

**受付時間**

• 窓口 9時00分から16時00分

• 電話 9時00分から17時00分

**郵送の場合の送付先**

〒981-1290 名取市増田字柳田570-2

名取市健康福祉部 社会福祉課（生活支援部給付部）

**⑤日本財団による東日本大震災における弔慰金・見舞金****健康福祉部 社会福祉課（生活支援給付部）****☎022-383-6232****◆支援の内容：**

平成23年東日本大震災により、死亡・行方不明にある方の親族と認められた方に対し、日本財団より、弔慰金・見舞金を支給し、生活の再建を支援するものです。

**◆対象となる方：**

被害を受けた当時（3月11日）名取市内に住所を有していた方（住民登録）の方で、震災により、死亡・行方不明となられた方の親族の代表者

**親族とは**

原則として、配偶者又は1親等の方となりますが、同居していた等、生計を共にしていた親族も対象とします。

**◆弔慰金・見舞金の支給額：**

• 死亡者・行方不明者 お一人あたり 5万円

**◆提出書類：**

1. 受取人の身分を証明するもの（運転免許証・保険証など）
2. 受取人の印鑑
3. 死亡届のコピー（持参可能な場合）
4. 死亡者・行方不明者との関係を示す証明書（持参可能な場合）

**◆支給日時：**

平成23年4月26日(火)から

平成23年4月29日(金)まで

※今回支給を受けられなかった方に対しても、後日、広報等で日時をお知らせして、再度受付を行いますのでご安心願います。

**◆支給場所：**

仙台法務局 名取出張所 2階

名取市増田字柳田570-2

**お問い合わせ先**

日本財団・災害支援センター

電話 0120-65-6519

**受付時間**

9時00分から17時00分

## (2)当面の生活費資金や生活再建の資金

### ①災害援護資金貸付

健康福祉部 社会福祉課 (生活支援給付部)  
☎022-383-6232

#### ◆支援の内容：

平成23年東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯の生活の立て直しを支援するため、名取市において災害援護資金の貸し付けを行います。

#### ◆対象となる世帯及び貸付限度額：

次の1から3に該当する世帯が対象です。

1. 被災日(平成23年3月11日)現在で、名取市内に住所を有していた世帯

2. 以下の損害及び程度のいずれかに相当する世帯

| 障害の種類・程度及び貸付限度額       | 世帯主が負傷し療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合 | 世帯主におおむね1ヶ月以上の負傷がない場合 |
|-----------------------|--------------------------|-----------------------|
| 家財及び住居に損害のない場合        | 150万円                    | —                     |
| 家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合 | 250万円                    | 150万円                 |
| 住居が半壊・大規模半壊の場合        | 270万円<br>(350万円)         | 170万円<br>(250万円)      |
| 住居が全壊の場合              | 350万円<br>(350万円)         | 250万円<br>(350万円)      |
| 住居の全体が滅失・流失の場合        | 350万円                    | 350万円                 |

#### ※住居の損害について

- 被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情があるときは、( )内の金額となります。
- 住居については、原則として自己所有が対象となります。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流失や、半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

#### ※世帯主の負傷について

- 宮城県内での震災による負傷が対象となります。

3. 世帯の平成21年分の総所得額が次に定める額未満の世帯

| 世帯人数 | 総所得額※                  |
|------|------------------------|
| 1人   | 220万円                  |
| 2人   | 430万円                  |
| 3人   | 620万円                  |
| 4人   | 730万円                  |
| 5人以上 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 |

住居全体が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず、1,270万円

※総所得額とは、市町村民税における総所得額をいいます。

#### ◆貸付条件：

- 利率：年3% (据置期間中は無利子)
- 据置期間：3年 (特別の事情(※1)がある場合は5年)
- 償還期間：10年 (据置期間を含む)
- 償還方法：年賦又は半年賦  
元利均等償還 (繰上げ償還可)
- 連帯保証人(※2)：1名必要

#### ※1 「特別な事情」について

被災により世帯主の方が死亡した場合や住居が全壊した場合、市町村民税非課税世帯の場合などが該当します。

#### ※2 「連帯保証人」の要件について

- 行為能力者であること
- 弁済の資力を有すること
- 原則として名取市内に居住している方であること
- 借入申込人と同一世帯の方でないこと
- 連帯保証人が災害援護資金の借受人又は借受申込人でないこと
- 連帯保証人が、複数の借入申込人の連帯保証人でないこと

**□申込みと提出書類：****申込人について：**

申込人は、被害を受けた世帯の世帯主（主として、その世帯の生計を維持する方）です。

**申込期間：**

平成23年5月16日(月)から

平成23年6月30日(木)まで

**必要書類：**

以下の表のうち、○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類です。被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

| 申込みに必要な書類  | 申込人 | 連帯保証人 |
|--|-----|-------|
| ①災害援護資金借入申込書<br>(所定のもの)  | ○   |       |
| ②住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書<br>・申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。                   | ○   | ○     |
| ③平成21年分所得証明書（平成22年1月1日時点の住所地で取得することとなります）<br>・申込人は世帯全員のもの、連帯保証人は本人のものがが必要です。 | ○   | ○     |
| ④平成22年分給与所得の源泉徴収票又は所得税確定申告書の控え   |     | ○     |
| ⑤診断書（医師の療養見込期間及び療養概算額を記載したもの）<br>・世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合に必要です。                    | △   |       |
| ⑥り災証明書（市役所政策企画課で発行 ※火災の場合は消防署で発行）<br>・住居に半壊以上の被害がある場合に必要です。                  | △   |       |
| ⑦保護証明書（市役所社会福祉課で発行）<br>・生活保護受給世帯の場合に必要です。                                    | △   |       |

**□注意事項：****審査について：**

受け付け後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容および添付書類を精査のうえ、必要に

応じて調査を行います。なお、書類に不備があった場合は、再度、書類の提出等をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。申請期間内に複数回にわたる申し込みは出来ません。

**貸付の決定について：**

審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「災害援護資金貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「災害援護資金貸付不承認決定通知書」をお送りします。重複申し込み、連帯保証人の確認等を行うため、申し込みの受理後、通知書をお送りするまでは、1ヶ月程度かかります。

**借用書等の提出について：**

貸し付けの決定を行った方には、あらためて窓口までお越しいただき、次の書類を提出していただきます。なお、詳しい手続き方法については「貸付決定通知書」にてご連絡させていただきます。貸付金の振り込みは、借用証書等が提出されてから約3週間後となります。

1. 災害援護資金借用書
2. 預金口座振替依頼書及び通帳のコピー
3. 借受人の印鑑
4. 印鑑証明書（借受人のもの）
5. 印鑑証明書（連帯保証人のもの）

**お問い合わせ先****相談・申請窓口**

〒981-1290 名取市増田字柳田 570-2

仙台法務局 名取出張所 2階

電話相談窓口 ☎ 022-383-6232

**受付時間**

- ・窓口 9時00分から16時00分
- ・電話 9時00分から17時00分

※郵送での申請は受け付けておりません。

## ②母子・寡婦福祉資金貸付

健康福祉部 社会福祉課  
こども福祉係 内線 145

### □制度の概要：

- 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。
- 貸付限度額等は次のとおりです。

|       |             |
|-------|-------------|
| 貸付限度額 | 150万円以内（目安） |
| 貸付利率  | 年 1.5%      |
| 据置期間  | 6ヶ月以内       |
| 償還期間  | 6年以内（目安）    |

### □活用できる方：

- 住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象です。

#### 1 貸付対象

- (1) 配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している方（母子家庭の母）
- (2) 寡婦（かつて母子家庭の母だった方）
- (3) 父母のない児童
- (4) 配偶者のない女子が扶養する児童
- (5) 40歳以上の配偶者のいない女子であって児童を扶養していない方
- (6) 母子福祉団体

#### 2 住宅資金

母子家庭の母又は寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修、保全、改築又は増築する場合、或いは自ら居住するため、自ら所有するための住宅を建設・購入する場合に必要な経費を貸し付けるものです。（土地又は借地権の取得に必要な資金は、住宅の建設・購入に付随して行う場合のみ対象となります。）

#### 3 保証人

県内に居住し、一定の収入のある独立生計者1人又は2人が必要です。（資金の種類によって異なります。）

#### 4 貸付申請窓口等

貸付けを希望される方は、県の保健福祉事務所（地域事務所）の母子・障害班に御相談ください。

#### お問い合わせ先

県保健福祉事務所

仙台保健福祉事務所（母子支援班）

〒985-0003 塩釜市北浜 4-8-15

☎ 022-363-5507

## (3)子どもの養育支援

### ①市立幼稚園保育料および手数料の減免

教育部 学校教育課  
内線 624

災害、その他特別の事由により市立幼稚園保育料および手数料を減免します。

### □対象者となる方：

震災により次のいずれかに該当する場合

1. 所有又は居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された世帯の保護者
2. 生計中心者（世帯の中で最も収入が多い人で、園児を扶養している人）の死亡、長期入院、事業の廃止等による著しい収入減（今年の収入が去年の収入の1/2未満）があった世帯の保護者

**◆減免額：**

| 対象者   |       | 減免割合                                |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1. 所有又は居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された世帯の保護者 | 全壊    | 全額                                  |
|   | 大規模半壊 |                                     |
|   | 半壊    | 1/2額                                |
| 2. 生計中心者の死亡、長期入院、事業の廃止等による著しい収入減があった世帯の保護者      |       | 収入見込み等の状況に応じて、減免の割合が異なりますのでご相談願います。 |

**◆申請に必要な物：**

- 申請書、印鑑、り災証明書の写し又は離職証明書等

**◆対象となる期間：**

平成23年度

**◆申請期間：**

平成23年12月28日(水)まで

※入園している幼稚園へ申請して下さい。

**◆その他：**

私立幼稚園の保育料等については、私立幼稚園就園奨励費補助金制度があります。国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定により補助されますが、平成23年度の補助金額および災害にかかる規定等について現在国で調整中のため、わかり次第幼稚園を通じてお知らせいたします。

**②就学援助費の助成（小・中学校）**

教育部 学校教育課  
内線 624

下記の「対象となる方」に、学用品費・学校給食費など就学に必要な経費の一部を援助します。

**◆対象となる方（世帯で認定）：**

震災により次のいずれかに該当する場合

- 所有又は居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された世帯の保護者
- 生計中心者（世帯の中で最も収入が多い人で、児童生徒を扶養している人）の死亡、長期入院、事業の廃止等による著しい収入減（今年の収入が去年の収入の1/2未満）があった世帯の保護者

**◆援助の種類：**

- 学用品費（定額支給）
- 校外活動費（宿泊あり、宿泊なしとも対象 → 実績に応じた額を支給）
- 修学旅行費（実績に応じた額を支給）
- 新入学用品費（4月認定になっている新1年生のみ対象 → 定額支給）
- 学校給食費（実費支給）

**◆申請に必要な物：**

- 申請書、印鑑、り災証明書の写し又は離職証明書等

**◆対象となる期間：**

平成23年度

**◆申請期間：**

平成23年12月28日(水)まで通学している学校へ申請して下さい。

### ③ 児童扶養手当の所得制限の特例

健康福祉部 社会福祉課  
こども福祉係 内線 145

#### ◆児童扶養手当の災害等に係る所得制限の特例措置とは：

平成23年4月分から平成24年7月分までの手当について、所得制限が適用されなくなります。

#### ◆対象となる方：

児童扶養手当受給者で、東日本大震災により住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた方。

#### ◆申請に必要な物：

社会福祉課窓口にて児童扶養手当被災状況書を記入いただきます。

#### ◆申請期間：

本来は被災してから14日間に届けることとされていますが、厚生労働省からの通知により、当面の間受付します。

### ④ 保育所保育料の減免

健康福祉部 社会福祉課  
こども福祉係 内線 145

名取市保育所運営費徴収規則第6条により災害その他特別の事情がある方に、市長が必要と認めた場合減免します。

## (4) 税金や保険料等の減免・猶予

### ① 固定資産税・都市計画税の減免

総務部 税務課 固定資産税係  
内線 162・163・169・176

課税対象の固定資産（土地・家屋・償却資産）が被害を受けた場合、条例で定めた被害程度に応じ、平成23年度に課する固定資産税等を減免します。（ただし、損害の程度によっては該当しない場合があります。）

#### ◆申請に必要なもの：

- ・減免申請書、印鑑

#### ◆添付書類：

- ① り災証明書 又は り災届出証明書（写しでも可）
- ② 農地の場合は、農業委員会が発行した り災証明書
- ③ り災状況の写真（修繕前で被災箇所がわかるもの）がある場合は添付

## ② 個人 市県民税・国民健康保険税の減免

総務部 税務課 市民税係 内線 166・167・168  
健康福祉部 保険年金課  
国民健康保険係 内線 123・124・125・126

所有されている住宅又は家財が被害を受けた場合、条例で定めた被害程度に応じ、平成23年度に課する市県民税・国民健康保険税を減免します。(ただし、所得及び損害の程度によっては、該当しない場合があります。)

### ◆申請に必要なもの：

- ・減免申請書、印鑑

### ◆添付書類：

- ・り災証明書 又は り災届出証明書  
(写しでも可)

## ③ 軽自動車税の課税止措置

総務部 税務課 市民税係  
内線 166・167・168

今回の災害により、所有の軽自動車が使用不能又は所在不明となった場合、申し出により、平成23年度の課税を止める措置を行っております。ただし、今後正式に軽自動車協会及び東北運輸局宮城陸運支局に廃車手続きが必要になりますのでご注意ください。

|                               |                                 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 125cc以下のバイク、<br>小型特殊自動車（農耕用等） | 名取市役所税務課                        |
| 126cc～250ccのバイク、<br>軽自動車      | 宮城県軽自動車協会<br>(☎022-232-5724)    |
| 251cc以上のバイク                   | 東北運輸局宮城陸運支局<br>(☎050-5540-2011) |

なお、普通自動車についての問い合わせは仙台南県税事務所（☎022-248-2961）になります。

## ④ 市税の納期の延長

総務部 税務課 市民税係 内線 166・167・168  
固定資産税係 内線 162・163・169・176

平成23年3月11日以降に到来する市県民税、固定資産税、軽自動車税の納期限については、当分の間、延長します。

また、平成23年度の各納税通知書の発送につきましては例年より遅くなります。

送付時期については、決定次第あらためてお知らせします。

※平成23年度市県民税 所得（非）課税証明書の発行時期についても例年より遅くなります。

### ◆参考：例年の各納税通知書発送時期

- |                    |      |
|--------------------|------|
| ① 市県民税（普通徴収）       | 6月中旬 |
| ② 市県民税（給与からの特別徴収分） | 5月上旬 |
| ③ 固定資産税            | 5月中旬 |
| ④ 軽自動車税            | 5月中旬 |

## ⑤ 公的年金からの市県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収の中止

今回の災害で甚大な被害を被った閉上及び下増田地区について、6月及び8月に支払われる公的年金からの特別徴収を中止します。これ以外の地区については、これまでどおり特別徴収を実施します。

### お問い合わせ先：

|            |       |          |                  |
|------------|-------|----------|------------------|
| 市県民税       | 税務課   | 市民税係     | (内線 166~168)     |
| 国民健康保険税    | 保険年金課 | 国民健康保険係  | (内線 123~126)     |
| 介護保険料      | 介護長寿課 | 介護管理係    | (内線 152・156・134) |
| 後期高齢者医療保険料 | 保険年金課 | 後期高齢者医療係 | (内線 121・122・132) |

## ⑥ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の閲覧

総務部 税務課 固定資産税係  
内線 162・163・169・176

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧については、固定資産税係窓口にて、例年どおり4月1日(金)から最初の納期限の日まで行っております。

また、固定資産税課税台帳の閲覧についても、同窓口で4月1日(金)から開始しております。

## ⑦ 国民健康保険税の納期延長・暫定賦課の中止

健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係  
内線 123・124・125・126

### 国民健康保険税の納期延長について：

平成23年3月・4月変更決定分（2月・3月に国保加入などの異動があった人）の納期限を次のとおり変更します。

〈変更前〉

3月分・・・3月31日(木)

4月分・・・5月2日(月)

〈変更後〉

3月・4月分・・・5月31日(火)

※変更決定通知書などについては、5月中旬に発送します。

### 国民健康保険税暫定賦課の中止について：

例年、暫定賦課（1期・4月、2期・5月）分の納税通知書を4月に送付していますが、平成23年度については、暫定賦課を行わないことにしました。

このことに伴い、その後の納期で暫定賦課分も併せて課税することとします。

なお、平成23年度の課税開始時期などについては、決定次第お知らせします。



## ⑧ 納税の相談

総務部 税務課 納税推進係  
内線 164・165

災害を受けられた方で納期内納付が困難な方は、税務課納税推進係まで相談ください。  
住宅や家財等に被害があった方は、所得税等の申告の際、各種控除の対象となる場合がありますので、り災証明書を用意しておいて下さい。

## ⑨ 介護保険料の減免・徴収猶予

健康福祉部 介護長寿課  
内線 152・156・134

### ◆介護保険料の減免とは：

下記の「対象となる方」の介護保険料を損害等の割合に応じて減免するものです。

### ◆対象となる方：

東日本大震災により居住する住宅が、り災証明により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された第1号（65歳以上）被保険者

※震災により生計中心者の死亡、長期入院等による著しい収入減、事業の廃止等による生計中心者の著しい収入減があった方についても該当になる場合がありますので、ご相談下さい。

### ◆減免割合：

全壊 : 全部  
大規模半壊・半壊であるとき : 2分の1

### ◆減免期間：

平成23年3月から1年以内

### ◆申込期間：

平成23年6月30日(木)まで

### ◆申請に必要なもの：

・り災証明書（写し可）、印鑑

### ◆介護保険料の徴収について：

平成23年3月末日納期分の普通徴収（平成22年第10期）について、該当する方すべてを対象に平成23年5月末日まで徴収を猶予します。（申請等不要）

## ⑩ 国民年金保険料の免除

健康福祉部 保険年金課 医療年金課  
内線 121・122・132

### ◆対象者となる方：

国民年金加入者の被災された人で、住宅、家財、その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた人は、本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除になります。

### ◆申請期間：

平成23年7月末日まで

### ◆免除対象期間：

平成23年2月保険料分から  
平成23年6月保険料分まで

## ⑪ 国民年金保険料の減免

健康福祉部 保険年金課 医療年金課  
内線 121・122・132

下記の条件を満たす方の国民年金保険料が減免されます。

### □対象となる方：

震災により国民年金保険料の納付が困難になったとき、下記の特例免除が適用される条件を満たす、国民年金第1号被保険者

- 住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき国民年金保険料が全額免除となります。(保険金、損害賠償金等により補填された金額は除きます。)

### ◆申込期間：

平成23年7月末日まで

### ◆対象となる期間：

平成23年2月分国民年金保険料から  
平成23年6月分まで

### ◆申請に必要なもの：

- 年金手帳、印鑑、国民年金被災状況届（市役所窓口にあります）。所得の確認を行いますので場合によっては、所得証明書、本人以外であれば委任状が必要になります。

## ⑫ 平成22年度後期高齢者医療保険料 第9期分（普通徴収）の納期限の延長

健康福祉部 保険年金課  
後期高齢者医療係  
内線 121・122・132

### □対象となる方：

後期高齢者医療制度の被保険者で、保険料を納付書又は口座振替で納付している方の第9期分の納期限が平成23年3月31日でしたが、平成23年5月31日に延長をしました。

### ⑬平成23年度後期高齢者 医療保険料の減免

健康福祉部 保険年金課  
後期高齢者医療係  
内線 121・122・132

#### ◇対象となる方 1：

後期高齢者医療制度の被保険者及び連帯納付義務者（世帯主、配偶者）で、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、災害等により住宅・家財等に著しい損害を受けた方です。

減免は、平成23年度の保険料について、次の割合で減免します。

| 損害の程度                  | 前年の合計所得金額         | 減免割合 |
|------------------------|-------------------|------|
| 損害割合が10分の5以上の場合        | 500万円以下           | 全額   |
|                        | 500万円を超え750万円以下   | 2分の1 |
|                        | 750万円を超え1000万円以下  | 4分の1 |
| 損害割合が10分の3以上10分の5未満の場合 | 500万円以下           | 2分の1 |
|                        | 500万円を超え750万円以下   | 4分の1 |
|                        | 750万円を超え1,000万円以下 | 8分の1 |

#### ◇申請に必要なもの：

- ・り災証明書（写しでも可）、固定資産課税証明書、災害補償費関係書類、印鑑（認印）など

#### ◇対象となる方 2：

後期高齢者医療制度の被保険者及び連帯納付義務者（世帯主、配偶者）で、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯で、災害等により世帯主が死亡（行方不明を含む）し、又は納付義務者が心身に重大な障がいを受け、収入が著しく減少した方です。

減免は、平成23年度の保険料について、次の割合で減免します。

| 前年の合計所得金額        | 減免割合      |
|------------------|-----------|
| 250万円以下          | 所得割額全額    |
| 250万円を超え500万円以下  | 所得割額10分の8 |
| 500万円を超え750万円以下  | 所得割額10分の6 |
| 750万円を超え1000万円以下 | 所得割額10分の4 |

#### ◇申請に必要なもの：

- ・り災証明書（写しでも可）、収入申立書、預貯金通帳（世帯員全員）、印鑑（認印）など

### ⑭平成23年度後期高齢者 医療保険料の徴収猶予

健康福祉部 保険年金課  
後期高齢者医療係  
内線 121・122・132

#### ◇対象者となる方：

後期高齢者医療制度の被保険者で、住宅被害のあった方や収入の著しい減少が見込まれる方など、定められた期限内に保険料を納めることが困難な方です。

6ヶ月を限度に保険料の納付を猶予します。

#### ◇申請に必要なもの：

- ・り災証明書（写しでも可）、印鑑（認印）など

## (5)水道料金・下水道使用料等の減免

### ①水道料金等の減免

水道事業所 料金係  
内線 242・243

平成23年3月分・4月分・5月分の水道料金等（下水道・農集排使用料を含む）について、下記のとおり取り扱います。

③給水装置の破損による漏水があった場合は、過去の実績水量に基づき水量を減量して、改めて料金を計算しますので、ご連絡願います。

#### □3月分料金等（2月検針分）：

現在、納入期限を延長し、3月28日の口座振替を一旦停止しました3月分料金につきましては、次のとおりとします。

- ① 甚大な被害を受けました沿岸地区（関上・北釜地区など）の津波被災の皆様につきましては、全額免除とします。
- ② そのほかの地区の皆様につきましては、納入期限を平成23年7月31日まで延長しますので、当初の請求額通りお支払い願います。  
毎月、納入通知書をご利用のお客様は、そのまま納入通知書にてお支払いください。

4月分料金の納入通知書発送は4月11日、口座振替は4月28日に行っています。

#### □5月分料金等（4月検針分）：

- ① 沿岸沿いの津波被災地区分（関上・北釜地区など）につきましては、5月分の料金は免除します。
- ② そのほかの地区の皆様につきましては、全世帯とも前3ヶ月（12月～2月検針時）の平均水量を求め、4月検針時の水量と比較して少ない方の水量で料金を計算します。

なお、当初発送しました納入通知書の納入期限は3月末日ですが、期限を過ぎても使用できます。また、納入期限を延長したことによる金額変更はありません。

口座振替をご利用のお客様につきましては、7月15日(金)に振替を行います。

なお、4月以降の口座振替は通常どおり毎月28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に行いますので、ご了承ください。

5月分料金の納入通知書発送は5月10日、口座振替は5月30日に行います。

#### □4月分料金等（3月検針分）：

- ① 沿岸沿いの津波被災地区分（関上・北釜地区など）につきましては、4月分の料金は免除します。
- ② そのほかの地区の皆様につきましては、全世帯、基本料金（下水道・農集排の基本使用料含む）を減免します。

|                  |   |
|------------------|---|
| 3月分料金<br>(2月検針分) | ①沿岸の津波被災地区は免除。<br>②そのほかの地区は納入期限を7月末日まで延長し、3/28口座振替を停止した分については、 <u>7月15日(金)</u> に振替します。  |
| 4月分料金<br>(3月検針分) | ①沿岸の津波被災地区は免除。<br>②そのほかの地区は基本料金を減免して請求します。<br>③給水装置の破損による漏水は、過去の実績水量に基づき水量を減量し料金を計算します。 |
| 5月分料金<br>(4月検針分) | ①沿岸の津波被災地区は免除。<br>②そのほかの地区は、前3ヶ月平均水量を求め、4月検針時の水量と比較して少ない方の水量で料金を計算します。                  |

## (6)医療費や介護サービス等の減免等

### ①介護保険サービス利用料の減免

健康福祉部 介護長寿課  
内線 152・156・134

#### □介護保険サービス利用料の減免とは：

下記の「対象となる方」が介護保険サービスを利用した場合に負担する利用者負担金を、損害等の割合に応じて減免するものです。

#### □対象となる方：

東日本大震災により居住する住宅が、り災証明により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された要介護被保険者（※）等。

◇震災により生計中心者の死亡、長期入院等による著しい収入減、事業の廃止等による生計中心者の著しい収入減があった方についても該当になる場合がありますので、ご相談下さい。

#### □申請に必要なもの：

り災証明書（写し可）、印鑑

#### □申込期間：平成23年6月30日(木)まで

#### □対象となる期間：

平成23年3月サービス利用分から  
平成24年2月サービス利用分まで

#### □支援の内容：

次の割合で減免されます。

|               |       |
|---------------|-------|
| 全壊            | ：全部   |
| 大規模半壊・半壊であるとき | ：2分の1 |

◇給付サービスの1割負担についての減免措置ですので、給付対象外の食費・居住費については、減免対象にはなりません。

（※）「要介護保険者等」とは、介護保険のサービスを利用するため要介護認定を受けられた方々のことをいいます

### ②障害福祉サービス等利用者負担金の支払猶予

健康福祉部 社会福祉課 福祉係  
内線 143・149

#### □障害福祉サービス等利用者負担金の支払猶予とは：

下記の「対象となる方」が障害福祉サービスを利用した場合に負担する利用者負担金の支払を猶予するものです。

#### □対象となる方：

- ・住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方

- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

#### □支払猶予となるサービス：

介護給付、訓練等給付、自立支援医療（更生医療、精神通院）、補装具、地域生活支援事業

#### □取扱いの期間：

当面、平成23年5月までの障害福祉サービスに係る利用者負担金について、同年5月末日までの支払を猶予します。

#### □その他：

利用者負担金の減免については、取り扱いが決まり次第お知らせします。

### ③ 各種健診個人負担金の免除

健康福祉部保健センター  
☎382-2456

#### ❑ 各種健診個人負担金の免除とは：

下記の「対象となる方」に対し、**平成23年度に実施される健診**（がん検診・特定健康診査（国保の方）・骨粗しょう症検診・肝炎検査等）の個人負担金を免除するものです。

#### ❑ 対象となる方：

市内に住所を有する方

- (1) 震災により居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊又は半壊と判定された方

- (2) 震災により主たる生計維持者が次により著しい収入減となった方

- ① 死亡や重篤な傷病を負った方  
② 事業の廃止になった方等

#### ❑ 健診受診時に必要なもの：

「り災証明書」の提示が必ず必要になります。

### ④ 被保険者証がなくても医療機関を受診することができます

健康福祉部 保険年金課  
国民健康保険係、後期高齢者医療係  
内線 121・122・123・124・125・126・132

#### ❑ 対象となる方：

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者で、被災地の住民であった方は、氏名・生年月日等を申し出るだけで医療機関を受診することができます。

被保険者証の再発行につきましては、後日、被災された皆様の生活状況が落ち着いてから保険年金課窓口で再交付を受けてください。

### ⑤ 医療費自己負担額の支払いが猶予されます

健康福祉部 保険年金課  
国民健康保険係、後期高齢者医療係  
内線 121・122・123・124・125・126・132

#### ❑ 対象となる方：

国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者で、次のいずれかの申し立てを医療機関窓口でした場合、医療費自己負担額の支払いが猶予されません。

- ① 住宅の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨  
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨  
③ 主たる生計維持者が行方不明である旨  
④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した旨

- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨  
⑥ 福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている旨（福島第1原発から半径30キロ圏内）  
なお、この取扱いは当面、平成23年5月診療分までが対象となります。

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

## ⑥ 乳幼児医療助成制度の所得制限の特例

健康福祉部 保険年金課 医療年金係  
内線 121・122・132

### ❑乳幼児医療費助成制度の所得制限の特例：

下記の「対象となる方」に対して、乳幼児医療費助成制度の所得制限にかかわらず助成するものです。

### ❑対象となる方：

現在、所得制限により受給停止になっている方、又は未申請の方で次に該当する場合

1. 震災により保護者又は同居の親族が所有する住家が、り災証明書により、全壊又は大規模半壊と判定された場合
2. 震災により保護者の収入が著しく減少すると見込まれる場合

### ❑申込期間：

平成24年9月30日まで

### ❑対象となる期間：

平成23年3月1日から平成24年9月30日まで  
※被災の翌月以降に助成対象になった場合は、対象月からとする。

### ❑申請に必要な物：

1. 受給停止となっている方  
特例助成申請書、り災証明書（写し可）、（別途確認の書類が必要になる場合があります。）
2. 未申請の方  
資格登録申請書、特例助成申請書、お子様の健康保険証、保護者名義の金融機関の預金通帳、り災証明書（写し可）又は特別の事由に該当することを証明できる書類

## ⑦ 母子・父子家庭医療費助成制度の所得制限の特例

健康福祉部 保険年金課 医療年金係  
内線 121・122・132

### ❑母子・父子家庭医療費助成制度の所得制限の特例：

下記の「対象となる方」に対して、母子・父子家庭医療費助成制度の所得制限にかかわらず助成するものです。

### ❑対象となる方：

現在、所得制限により受給停止になっている方、又は未申請の方で次に該当する場合

1. 震災により保護者又は同居の親族が所有する住家が、り災証明書により、全壊又は大規模半壊と判定された場合
2. 震災により世帯の収入が著しく減少すると見込まれる場合

### ❑申込期間：

平成24年9月30日まで

### ❑対象となる期間：

平成23年3月1日から平成24年9月30日まで  
※被災の翌月以降に助成対象になった場合は、対象月からとする。

### ❑申請に必要な物：

1. 受給停止となっている方  
特例助成申請書、り災証明書（写し可）（別途確認の書類が必要になる場合があります。）
2. 未申請の方  
資格登録申請書、特例助成申請書、戸籍謄本、対象者の健康保険証の写し、保護者名義の金融機関の預金通帳、り災証明書（写し可）又は特別の事由に該当することを証明できる書類

## ⑧心身障害者医療費助成制度の 所得制限の特例

健康福祉部 保険年金課 医療年金係  
内線 121・122・132

### ◆心身障害者医療費助成制度の 所得制限の特例：

下記の「対象となる方」に対して、心身障害者医療費助成制度の所得制限にかかわらず助成するものです。

### ◆対象となる方：

現在、所得制限により受給停止になっている方、又は未申請の方で次に該当する場合

1. 震災により障害者又は同居の親族が所有する住家が、り災証明書により、全壊又は大規模半壊と判定された場合
2. 震災により世帯の収入が著しく減少すると見込まれる場合

### ◆申込期間：

平成24年9月30日(金)まで

### ◆対象となる期間：

平成23年3月1日から平成24年9月30日(金)まで  
※被災の翌月以降に助成対象になった場合は、対象月からとする。

### ◆申請に必要な物：

1. 受給停止となっている方  
特例助成申請書、り災証明書（写し可）（別途確認の書類が必要になる場合があります。）
2. 未申請の方  
資格登録申請書、特例助成申請書、対象者の健康保険証の写し、保護者名義の金融機関の預金通帳、身体障害者手帳、り災証明書（写し可）又は特別の事由に該当することを証明できる書類



## 2 住まいの確保・再建のための支援

### (1) 融資制度

#### ① 住宅の建替え・購入・補修に関する融資

##### ◆制度名：

災害復興住宅融資

##### ◆対象：

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明の交付を受けた方

##### お問い合わせ先

独立行政法人住宅金融支援機構

お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）

フリーダイヤル 0120-086-353

※IP電話などをご利用いただけない場合の

連絡先：☎ 048-615-0420

※電話相談は、土曜日、日曜日も実施します。

営業時間 9:00～17:00

ホームページ：

<http://www.jhf.go.jp/index.html>

### (2) 現物支給

#### ① 住宅の応急修理制度

健康福祉部 社会福祉課（生活支援給付部）  
内線 650・☎022-383-6232

東日本大震災により「全壊・大規模半壊又は半壊した住宅」を市町村が工事業者に依頼して、一定の範囲内で応急修理する制度です。

##### ◆対象となる世帯：

次のすべての要件を満たす世帯が対象となります

- ① 全壊・大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと
- ② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと

##### ◆所得制限：

全壊・大規模半壊の場合は所得制限はありませんが、半壊の場合は平成21年の世帯全体の年収等に次のような制限があります。

- ① 世帯全体の年収が500万円以下

- ② 世帯全体の年収が500万円を超え700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- ③ 世帯全体の年収が700万円を超え800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

##### ◆修理限度額：

1世帯あたり52万円が限度です。1戸に2以上の世帯が居住している場合でも1世帯あたりの限度額となります

##### ◆必要書類：

- ・住民票
- ・り災証明書
- ・半壊の場合、平成21年の世帯全体の年収等が確認できる証明書

## 3 農林漁業者、中小企業等への支援

### (1) 農林漁業者向け融資制度

#### ① 水産業制度資金

生活経済部 商工水産課  
内線 404

宮城県において水産業関連のさまざまな制度資金のご相談を受け付けています。

なお、日本政策金融公庫において特別相談窓口の設置及び電話相談も実施しています。

#### ◇相談窓口一覧：

|                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部          | ☎022-365-0192 |
| 宮城県農林水産部農林水産経営支援課          | ☎022-211-2756 |
| 水産業経営相談室<br>(宮城県漁業信用基金協会内) | ☎022-221-5326 |
| 日本政策金融公庫仙台支店               | ☎022-211-2331 |
| 又は 事業資金相談ダイヤル              | 0120-154-505  |

#### ② 農業近代化資金

生活経済部 農政課  
内線 414

|   |  |                           |
|---|--|---------------------------|
| <b>◇制度等の名称：</b><br>農業近代化資金                      | (2) 限度額  | 個人 1,800万円<br>法人 3,600万円  |
| <b>◇実施主体：</b><br>農協等金融機関                        | (3) 融資率  | 80%以内<br>(認定農業者特例：100%以内) |
| <b>◇対象者：</b><br>災害で農業用施設等に被害を受けた農業者             | (4) 償還期間   | 7年～18年以内<br>(うち据置2年～7年以内) |
| <b>◇支援等の内容：</b><br>農地、農機具、畜舎、農業用施設等の復旧に必要な資金を融資 | <b>お問い合わせ先</b><br>JA 名取岩沼 金融部 資金融資課<br>☎ 022-384-5112<br>名取市役所 生活経済部 農政課<br>☎ 022-384-2111 |                           |
| (1) 利率  | 1.60%  | (認定農業者特例:0.75～1.05%)      |

**③ 農林漁業セーフティネット資金**生活経済部 農政課  
内線 414**□制度等の名称：**

農林漁業セーフティネット資金

- (2) 限度額 600万円
- 
- 場合により限度額の引き上げが可能

**□実施主体：**

(株)日本政策金融公庫

- (3) 融資率 100%以内

**□対象者：**

災害や経営環境の変化等により経営状況が悪化した農林漁業者

- (4) 償還期間 10年以内（うち据置3年以内）

**□支援等の内容：**

経営の再建、経営の維持安定に必要な運転資金を融資

**お問い合わせ先**

日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業

☎ 022-221-2331

名取市役所 生活経済部 農政課

☎ 022-384-2111

- (1) 利率 0.75%～1.05%

**④ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）**生活経済部 農政課  
内線 414**□制度等の名称：**

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- (2) 限度額 個人 1.5億円（特認3億円）
- 
- 法人 5億円（特認10億円）

**□実施主体：**

(株)日本政策金融公庫

- (3) 融資率 100%以内

**□対象者：**

災害で農業用施設等に被害を受けた農業者（認定農業者）

- (4) 償還期間 25年以内（うち据置10年以内）

**□支援等の内容：**

被災した農業用施設や農地等の復旧に必要な資金を融資

**お問い合わせ先**

日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業

☎ 022 - 221 - 2331

名取市役所 生活経済部 農政課

☎ 022 - 384 - 2111

- (1) 利率 0.75%～1.60%
- 
- （一定の要件を満たす場合、貸付当初5年間は無利子）

**⑤ 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）**生活経済部 農政課  
内線 414**□制度等の名称：**

農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）

(3) 融 資 率 80%以内

**□実施主体：**

(株)日本政策金融公庫

(4) 償還期間 15年以内（うち据置3年以内）  
（農林漁業施設）**□対象者：**災害で農林漁業用施設に被害を受けた  
農林漁業者等25年以内（うち据置10年以内）  
（果樹改植・捕植）**□支援等の内容：**被災した農林漁業用施設等の復旧に必要な資金  
を融資

(1) 利 率 0.75%～1.60%

(2) 限 度 額 1施設あたり300万円  
（特認600万円）**お問い合わせ先**

日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業

☎ 022-221-2331

名取市役所 生活経済部 農政課

☎ 022-384-2111

## (2)中小企業者向け融資制度

### ①災害に対する資金繰り支援

生活経済部 商工水産課  
内線 403

### ①災害復旧貸付（日本公庫） ・ 危機対応業務（商工中金）

#### □対象者：

災害により被害を受けた中小企業者

※電話相談は、土・日・祝日も実施します。  
受付 9:00～17:00

#### □貸付限度額：

日本政策金融公庫中小事業 1.5億円、国民事業  
3千万円（いずれも別枠）、商工組合中央金庫 1.5  
億円（別枠）

#### □貸付利率<sup>注</sup>：

|              |       |
|--------------|-------|
| 日本政策金融公庫中小事業 | 1.75% |
| 国民事業         | 2.25% |
| 商工組合中央金庫     | 1.75% |

<sup>注</sup>貸付期間5年以内の基準利率（平成23年  
3月12日現在）。利率は、返済期間等の  
事情により変動。

#### お問い合わせ先

##### 日本政策金融公庫

- 平日 0120-154-505
- 休日
  - 0120-220-353（国民生活事業）
  - 0120-327-790（中小企業事業）
  - 0120-926-478（農林水産事業）

##### 商工組合中央金庫

- 平日 0120-079-366
- 休日 0120-542-711

### ②セーフティネット保証（5号）

#### □対象者：

指定された業種（注1）に属し、売上高の減少  
等（注2）について市の認定を受けた中小企業者

（注1）平成23年4月1日から平成23年9月  
30日は82業種が対象（農林水産業、  
金融業等は対象外）

（注2）売上高等の減少率の基準があります。

#### □保証限度：

2億8千万円以内（無担保8千万円）  
一般保証と別枠。災害関係保証（保証協会）  
と同枠。融資額の全額を保証。

#### □保証料率、保証期間：

県信用保証協会（TEL022-225-5230）に  
お問い合わせ下さい

## ② 中小企業者向け融資制度

生活経済部 商工水産課  
内線 403

|        | 中小企業振興資金  | 小企業小口資金                  |
|--------|---|--------------------------|
| 融資対象者  | 中小企業者   | 個人事業者                    |
| 融資限度額  | 2,000 万円  | 350 万円                   |
| 融資期間   | 運転資金 7 年以内<br>設備資金 10 年以内                             | 運転資金 3 年以内<br>設備資金 5 年以内 |
| 融資利率   | 年 2.2% (平成 23 年 4 月 1 日現在)                            |                          |
| 担保     | なし  |                          |
| 連帯保証人  | 1 名以上   | なし                       |
| 取扱金融機関 | 七十七銀行増田・関上・名取西支店、仙台銀行名取支店、<br>宮城第一信用金庫名取支店、仙南信用金庫名取支店 |                          |
| 保証料    | 市から全額補給   |                          |
| 問い合わせ先 | 市商工水産課、市商工会、取扱金融機関                                    |                          |

## (3) 勤労者向け融資制度

## ① 勤労者に対する融資制度

生活経済部 商工水産課  
内線 403

## ◆制度等の名称:

勤労者生活安定資金融資制度

## ◆保証関係:

日本労働者信用基金協会の保証

## ◆対象者:

市内在住の勤労者（原則20歳以上で、前年度  
税込年収150万円以上の方）

## ◆使いみち:

本人又はその被扶養者の通勤用自家用車購入、  
婚姻、出産、療養、学業、葬祭などに要する資金

## ◆融資限度額:

200万円以内

## ◆取扱金融機関:

東北労働金庫 岩沼支店

## ◆融資期間:

5年以内

## お問い合わせ先

東北労働金庫岩沼支店

☎0223-29-2222

## ◆融資利率:

2.5% (平成23年4月1日現在)

## 4 その他の支援

### ①なとりさいがいFM 「なとらじ はちまる・いち」

◻設置場所・連絡先:

市役所内特設スタジオ ☎022-384-2466

◻情報提供放送

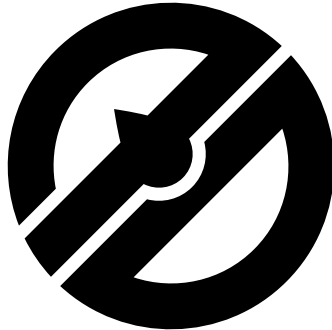
毎日午前9時～午後5時まで

◻周波数: 80.1MHz

### ②平成23年東日本大震災による市内の被害状況

平成23年4月20日現在

|       |        |
|-------|--------|
| 死 者   | 882人   |
| 避 難 者 | 1,253人 |
| 避 難 所 | 11か所   |



**がんばろう 日本！**  
**がんばろう 名取！**  
**希望を持って！**

**地震に関する情報は、こちらでもご覧になれます。**

|                            |     |   |
|----------------------------|-----|---|
| 名取市ホームページ<br>(市民の広場: 防災情報) | URL | <a href="http://ict.city.natori.miyagi.jp/main_emg.asp">http://ict.city.natori.miyagi.jp/main_emg.asp</a> |
| 宮城県ホームページ                  | URL | <a href="http://www.pref.miyagi.jp/">http://www.pref.miyagi.jp/</a>                                       |
| 内閣府ホームページ(防災情報)            | URL | <a href="http://www.bousai.go.jp/">http://www.bousai.go.jp/</a>   |

〔編集・発行〕 名取市災害対策本部／政策企画課

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80

電話 022-384-2111 (代) FAX022-384-9030